

## おはなし会のお知らせ

絵本や紙しばいの楽しいおはなしが聞けます。どちらの会場においても、どなたでも自由に参加できます。

### 六郷地区 わくわくおはなし「夢ふうせん」

日時 ● 4月2日(土) 午前10時30分～午前11時

会場 ● 美郷町学友館 絵本の部屋

### 千畑地区 おはなしの会「しゃぼんだま」

日時 ● 4月9日(土) 午前10時～午前11時

会場 ● 美郷町北ふれあい館 第1研修室

### 仙南地区 おはなし「紙ひこうき」

日時 ● 4月16日(土) 午後2時～午後3時

会場 ● 仙南っ子児童クラブ

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、開催中止や日時が変更となる場合があります。

☎ 美郷町学友館 ☎0187(84)4040

## 忘れていませんか？住所のお引っ越し

進学や就職等で引っ越しされる方は、住民異動届が必要です。これから住むアパートや寮などに住民票を移しましょう。社会生活を営むうえで、住民登録は権利と義務の基準となります。実際に住んでいるところと住所が合っていない場合、住民登録を基にしたサービスが受けられないなど、ご本人の不利益となることがあります。※「転出届」は郵送、または同一世帯の家族でもすることができます。

※正当な理由が無く届け出をしない場合、過料に処されることがあります。

☎ 町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

## スポーツ教室日程表

月日	曜日	内 容	時 間	場 所
3月18日	金	わくわく熟体操	10:00～11:30	総合体育館リリオス
4月5日	火	スポーツ教室 ウォーキング教室	9:30～11:30	
4月15日	金	わくわく熟体操	10:00～11:30	

※各教室は申し込み不要です。

参加料	教室内容	参加料金(保険料含)
	スポーツ教室(卓球、ユニカール、ポッチャ、屋内グラウンドゴルフなど) ウォーキング教室 わくわく熟体操 (簡単なストレッチ、筋力トレーニングなど)	200円

☎ 美郷町総合型スポーツクラブ事務局  
(美郷町総合体育館リリオス内) ☎0187(86)8300

## 美郷町民バドミントン大会 会場変更のお知らせ

3月27日(日)に開催される「美郷町民バドミントン大会」の会場を次のとおり変更します。

変更前：美郷町総合体育館リリオス

変更後：【小学生・一般未経験者】 美郷町南体育館  
【中学生・高校生・一般経験者】

美郷町中央体育館

受付は、午前8時30分から各会場にて行います(開会式は行いません)。

☎ 美郷町バドミントン協会事務局(高橋)  
☎090(2025)8159

## 屋外ウォーキングを開催します

「日本国花苑と彫刻の小径コース」(井川町)

開催日 ● 4月26日(火)

集合場所 ● 美郷町中央体育館前

受付：午前8時～午前8時30分

行 程 ● 午前8時30分バスで出発、午前10時～午後2時30分ウォーキング他、午後4時到着・解散

定 員 ● 20名(定員になり次第受付終了)

参加料 ● 1,000円 ※当日申し受けます。

申込期間 ● 4月19日(火)～4月20日(水)

電話(午前9時～午後5時)で下記へお申し込みください。【受付時間は厳守してください】

☎ 美郷町総合型スポーツクラブ事務局  
(美郷町総合体育館リリオス内) ☎0187(86)8300

## 感染等により申告期限までの申告が困難な方へ

令和3年分確定申告において、申請により申告期間を延長していることに伴い、町の申告相談も延長します。延長期間の申告相談は予約制となりますのでご注意ください。

延長期間 ● 3月16日(水)～3月31日(木)

・午前9時～午前11時・午後1時～午後3時

会 場 ● 美郷町役場 税務課窓口

対 象 者 ● 次により確定申告期間(2月16日から3月15日)にかけて申告が困難であった方

・新型コロナウイルス感染症の感染者 ・濃厚接触者 ・自宅待機者

予約方法 ● 下記へ電話のうえご予約ください。

必要なもの ● マイナンバーカードまたは通知カード、利用者識別番号、源泉徴収票の原本  
※その他必要なものなどについては、配布済みの申告の手引きをご覧ください。

☎ 町税務課 住民税班 ☎0187(84)4902

## 町職員をかたる不審電話にご注意ください

町職員をかたり「介護保険料を多く払っているので返金手続きがあります」との特殊詐欺の手口と思われる不審電話が町内で多発しています。

冷静に判断し困ったとき、不審と思う場合は町住民生活課または秋田県生活センターに相談しましょう。

☎ 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

秋田県生活センター 南部消費生活相談室

☎0182(45)6104

## 「筆界特定制度」をご利用ください

「筆界特定制度」とは、法務局が現地における筆界(境界)の位置を特定する制度です。実地調査や測量を含むさまざまな調査を行ったうえ、もともとあった筆界を明らかにします。隣接地との筆界が分からず困っている方、筆界について隣地の所有者と意見が一致せず困っている方等は、筆界特定制度をご利用ください。

☎ 秋田地方法務局登記部門筆界特定室

☎018(862)1442